

眼科専門医制度 生涯教育事業主催者へのご案内

I. 開催の種類と申請期限

一般事業

1. 定期開催：現在まで継続的に行われている会のうち、今後も公開の範囲、募集方法、運営方法等変更せず開催する予定で、生涯教育委員会に認定された会。
⇒開催の1か月前までに申請を行う。
2. 定期開催予定：新規の会、または現在まで継続的に行われてきた会で、生涯教育事業として認定されるために、公開の範囲、募集方法、運営方法等を変更する会。
3回目以降の申請の際に、定期開催事業として認定するか審査を行う。
⇒開催の3か月前までに申請を行う。
3. 単発開催：1回限り開催、申請する会。
⇒開催の都度、3か月前までに申請を行う。

企業関与事業

1. 企業または企業により構成される団体が共催・後援・協賛する会（ただし学会を除く）
⇒開催の都度、3か月前までに申請を行う。

II. 認定基準

一般事業・企業関与事業共通

1. ①大学眼科教授 ②日本眼科学会代議員・役員（日本眼科学会名誉会員・評議員は含まない）③都道府県眼科医会会長のいずれかに該当する者が開催責任者になること。
2. 都道府県単位以上で公開された会で、公開の証明があること。
日眼会誌、日本の眼科、あるいは都道府県の眼科医会報、医師会報に掲載することで公開された会とみなす。
年間2回以上開催する会においては、少なくとも年間のスケジュールを1回は会報に掲載し、その後は、回ごとに都道府県単位で会員に対し通知すること。
開催の1か月前までに会誌および会報へ掲載すること。
3. 症例検討会、集談会、研究会等においては
①開催回数は月1回を限度とする。
②広く眼科医が出席でき、プログラムを事前に提出できる計画であること（土曜日は13:00以降、平日は17:30以降の開催を原則とする）。
上記①、②の条件が満たされれば、認定の対象とする。
4. 同窓会、同門会等、特定の集団を対象としたものは原則として認定しないが、公開された会であれば内容によっては考慮する。
5. 製薬会社等の企業が主催する会は認定しない。
6. 単なる抄読会は認定しない。
7. 単なるビデオ供覧のみの会は認定しない。
8. 学会の会期中に行われる講演会、講習会等は、学会とは全く別個に運営される会のみを認定対象とする。

9. 専門医認定試験、眼科サマーキャンプ等の実施日の開催は認定しない。
10. 日本眼科学会総会、日本臨床眼科学会開催期間中は種別 A の講習会以外は認定しない。

企業関与事業

1. 会の名称に企業名や関連企業の製品名が入っていないこと。
2. 演題名および抄録に関連企業の製品名が入っていないこと。
3. 学術プログラムに製品説明の記載がないこと。
4. プログラムの作成は眼科医が主体となり責任を持つこと。
5. 出席者から会費を必ず徴収すること。
※金額は 1,000 円以上とすること。
6. 企業または企業により構成される団体が共催する会は、開催責任者ごとに年 2 回※までの開催とする。ただし開催責任者が 2 名以下の都道府県は、特例措置を設ける。
※年間開催数の制限は、4 月から翌年 3 月までの期間とする。

Ⅲ. 単位認定対象および単位数

c) 眼科領域講習単位

1. 種別ごとの単位数

種別		取得可能単位数	
A	講習会 (※1)	1 時間当たり 0.5 単位	1 日で最大 2 単位まで
B-1	全国学会	1 時間当たり 0.5 単位	1 日で最大 1.5 単位まで
B-2	地方別学会	1 時間当たり 0.5 単位	1 日で最大 1.5 単位まで
B-3	専門別学会	1 時間当たり 0.5 単位	1 日で最大 1.5 単位まで (合同開催は最大 2 単位まで)
B-4	地域単位集談会、研究会、 症例検討会、講習会 (※1) 等	1 時間当たり 0.5 単位	1 日で最大 1.5 単位まで

※1 講習会は、日本眼科学会および日本眼科医会が主催か共催するもの、またはそれに準ずるもののみを種別 A とする。

※2 種別は審査により決定する。

2. 眼科領域講習の単位付与の対象となるプログラム

- 1) 眼科領域専門委員会が機構専門医更新のための受講として適切であると認定する以下のプログラム受講を、1 時間当たり 0.5 単位として算定する。プログラムごとに 1 時間未満の端数は切り捨てとする。

(1) 1～2 名の講師による 1 時間以上の講習（特別講演、招待講演、教育講演、指名講演）

(2) 複数の講師による合計 1 時間以上のプログラム（教育セミナー、シンポジウム、インストラクションコース、スキルトランスファー、パネルディスカッション等）

- 2) 種別 B-1・B-2・B-3 の会で行われる一般講演は、単位付与の対象外とする。

- 3) 種別 B-4 の会は、上記 1) のプログラムと 1 時間以上の一般講演を組み合わせることで、上記 1) のプログラムと一般講演を合算した時間を単位付与の対象とすることができる（カップリング方式）。

なお、合算できる一般講演の講演時間は、最大 1 時間までとする。

【カップリング方式例】

上記 1) のプログラム 1 時間 + 一般講演 1 時間 = 2 時間として 1.0 単位付与

上記 1) のプログラム 1 時間 + 一般講演 2 時間 = 2 時間として 1.0 単位付与

上記 1) のプログラム 2 時間 + 一般講演 1 時間 = 3 時間として 1.5 単位付与

d) 学術業績・診療以外の活動実績 学会出席単位

1. 種別 A・B-1・B-2・B-3 の会の出席を 0.5 単位とする。

※1 日ごとの単位付与ではなく、会期を通して 0.5 単位とする。

2. 更新期間 5 年間で取得できる単位数は最大 6 単位とする。

令和 7 年 4 月 16 日

公益財団法人日本眼科学会
専門医制度委員会

お問合せ先

日本眼科学会専門医制度委員会事務局

〒101-8346 東京都千代田区猿樂町 2-4-11

お茶ノ水ロイヤルハイツ 402 号

TEL:03-3295-2360 FAX:03-3293-9384

E-mail:jigyoku@po.nichigan.or.jp